

横浜事件・再審裁判〈第4次請求〉

第1次請求から22年！

ついに「実質無罪」

獲得——報告集会

横浜事件
再審裁判を
支援する会

日時：11月28日(金) [午後6時開場・6時半開会]

会場：全水道会館 (JR水道橋駅東口から徒歩2分)

参加費：500円

No.64

2008.11.20

(事務局)

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル 401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

◆さる10月31日、横浜地裁は私たちの第四次再審請求に対し、「再審開始」を決定しました。しかもその内容は、私たちが求めていた、横浜事件の内部にまで踏み込んでその真実(権力によるでっち上げ)を明らかにしてほしいという要求に正面から応えたものでした。

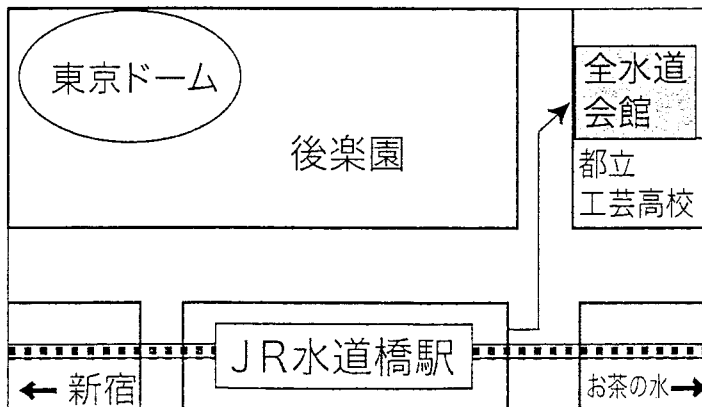
◆22年をかけてついに歴史の真実が確定されました。弁護団を中心に、その報告集会を開催します。お一人でも多くのご参加をお待ちします。

11月は会員更新の月です。会員として
どうぞ再審開始まで見守ってください！

◆先行した第三次の場合を見ると、「再審開始」決定から約半年後に再審の公判が開かれ、その4カ月後に判決が出ています。

◆再審公判から判決まで、ご支援をお願いします。

■個人 11年間 2,000円 / 団体 11年間 5,000円



会場地図

「免訴」の壁を乗り越えて ついに「実質無罪」決定

——再審請求22年の歩みと今回の地裁決定

横浜事件・再審裁判を支援する会事務局 梅田正己

この10月31日、横浜事件再審裁判の第四次請求に対する横浜地裁「決定」が出されました。一九八六年の第一次再審請求から22年、ついに「実質無罪」の決定が下されたのです。

そこで今回の「再審開始」決定の「歴史的意味」を確認するために、この22年間の歩みを振り返ってみました。

(なお、11月初旬の現在、弁護団会議はまだ開かれていませんので、今回の地裁決定の評価については梅田個人の責任で述べたものです。)

◆虚構の犯罪と拷問

アジア太平洋戦争中の一九四二(昭和17)年から45年にわたる横浜事件は、よく「戦時下最大の言論弾圧事件」と称される。

しかし私は、戦時下のみならず「日本近代史上最大の言論弾圧事件」だったと考えている。という

のは、これにより『中央公論』『改造』という当時の言論界を代表する二大総合雑誌が廃刊となり、その編集者や寄稿者を含む60余名が検挙されてうち4名が獄死、さらに中央公論社、改造社という出版社自体もつぶされてしまったからだ。

検挙はすべて治安維持法違反で行われたが、かんじんの「犯罪事実」はどこにもなかった。事実と

して唯一存在したのは、国際政治学者の細川嘉六が『改造』四二年8、9月号に寄稿した論文「世界の動向と日本」だけである。

アジア諸民族の民族自決への支援を訴えたこの論文を「共産主義宣伝の論文」として発禁処分とした特高警察は、さらに同年7月、細川が自著の印税収入で親しい編集者らを郷里の富山県泊に招いて行った宴会を「共産党再建準備会」と決め付け、参加者を検挙するとともに、その交友関係者を次々に検挙していった。

徹底した弾圧により思想的廃墟となっていた戦時下の日本で共産党再建など夢にも考えられなかったのは自明のことだ。しかし神奈川県特高は、自ら作り出したこのフィクションを自由によつて「実証」するために、検挙した人々に対し横浜市内の各警察署で激しい拷問を加えた(ここから「横浜事件」という呼び名が生まれる)。こうして、凄惨な拷問による自

白の連鎖が横浜事件の特徴の一つとなった。

◆「記録がない」の壁

戦後まもなく、検挙・拷問の被害者33名はそれぞれの被害状況を口述書にまとめ特高警察官を告発した。その結果、一九五二年、最高裁判決で3名の特高警察官が特別公務員暴行凌虐罪で有罪となった。

時をへて八六年、国家秘密法案が国会に提出され、治安維持法の時代再来が危惧される中、横浜事件の被害者・遺族9名が、横浜地裁に再審を請求した。

終戦直後の即日判決で有罪判決を受けたが、まったくのやつつけ裁判だったから、裁判をやり直してほしいという請求である。

再審請求には「新証拠」が必要とされる。その「新証拠」が先述の五二年の最高裁判決だった。終戦直後の判決で有罪の証拠とされ



第4次再審請求が認められ、記者会見で笑顔を見せる請求人の斎藤信子さん(左)と小野新一さん(中央)ら=横浜市中央区、福留斎友会撮影

横浜事件再び再審決定

「無罪にすべき新証拠」

「無罪判決に等しい決定だ」。横浜事件の第4次再審請求で地裁の開始決定が出た31日、請求人の遺族らは記者会見で喜びの表情を見せた。事件の経緯に詳しい「新証人」の証言も聞き及ぶ決定内容、担当弁護士も「画期的な」決定を強調した。

遺族・弁護士、高く評価

再審決定後に提訴市内で開かれた記者会見。弁護士は「無罪判決に等しい」と今回の再審請求を高く評価した。3次請求の再審決定で今年3月に懲罰的免状が下された。再審決定は「無罪にすべき新証拠」の聞き及ぶ決定内容、担当弁護士も「画期的な」決定を強調した。

再審開始決定の骨子

- 横浜事件の裁判記録は、不都合な事実を隠そうとして構築された可能性が高い。裁判所は関係資料から合理的に確定審の記録を推知すべき責務がある
- 審判官3人の拷問を認定した有罪判決から、小野さんを含む事件の容疑者に拷問が加えられたことが合理的に推察される
- 国会議員3人の拷問を認定した有罪判決から、小野さんを含む事件の容疑者に拷問が加えられたことが合理的に推察される
- 国会議員3人の拷問を認定した有罪判決から、小野さんを含む事件の容疑者に拷問が加えられたことが合理的に推察される
- 国会議員3人の拷問を認定した有罪判決から、小野さんを含む事件の容疑者に拷問が加えられたことが合理的に推察される

裁判所の責任にも言

決定「泊会議は謀議」を不
今回の再審請求を自らされたのは、司法が決定理由で当時の責任を問うたことか、この「泊会議」は謀議の事件の構成に「含まれざるべき」点に「不都合な事実」を推知すべき責務がある。また、過去の再審請求の経験から、合理的に推察される



横浜事件の証人とされた「泊会議」。後列左が小野康人氏

19年から中央出版社で45年公刊の雑誌「改造」の編集長として活動した小野康人氏が、45年9月に有罪判決を受けた。その後、拷問をしたとして元特高審判官3人が有罪となった。

▲朝日新聞 11月1日付

ているのは各人の「自白」である。しかし特高警官による拷問の事実が確認されたことで自白の真実性が崩壊した。したがって再審を行い、有罪判決を撤回してほしいという申し立てである。

しかしこの再審請求に対し地裁判決は、一件記録の不存在を理由に棄却した。敗戦直後、日本の政府、軍は連合軍による責任追及を逃れるため重要書類を焼却隠滅した。横浜事件の記録も裁判所で焼却したものとされるが、原因はともかく記録がない以上、審理のしようがない、というのが地裁の棄却理由だった。

抗告した東京高裁も八八年、同じ理由で棄却、九一年の最高裁の棄却で第一次請求は終わった。

◆第二次は「憶測」で棄却
「記録がない」の門前払いの壁

を突破するために請求人や弁護士が考えたのが、予審終結決定と判決書がそろって残っている『改造』編集部員だった故小野康人氏の遺族(夫人と遺児)に請求人を引き受けてもらおうという道だった。

これにより再審の門が開かれれば、同じ条件下にある他の事件被害者もその後続くことができるはずだ。

こうして九四年、第二次再審請求が始まった。「新証拠」は、前掲の細川論文である。というのは、小野氏の「犯罪事実」は細川論文の掲載に賛同し、その校正をやったことだったが、判決書の証拠欄にはかんじんの細川論文が掲げられていなかったからである。

ところがこれに対しても、地裁は驚くべき「理屈」で対応してきた。「犯罪事実」はこの論文に關係しているのだから、証拠欄には確かに記載はないが、判決に当たっては「読んだはずである」と

「記録がない」の門前払いの壁

「記録がない」の門前払いの壁

「記録がない」の門前払いの壁

「記録がない」の門前払いの壁

いうのである。

そしてこの裁判所の一方的憶測は高裁から最高裁まで持ち越され、第二次再審請求も二〇〇〇年7月、棄却で終わったのだった。

◆第三次で振り出しに戻る

この間、九八年には、被害者の木村亨氏を中心に第三次再審請求が提起されていた。申し立ての理由は次のような主張である。

①横浜事件の治安維持法違反による有罪判決は終戦直後の法廷で下された。

②一方、日本は「民主化に対する一切の障害を除去すべし」の条件を含むポツダム宣言を受諾して終戦を迎えた。

③したがって宣言受諾とともに弾圧法規である治安維持法は失効しており、失効した法律による裁判は無効、というのである。

これを受け横浜地裁は、大石真・京大教授にこの「学説」の鑑定を

依頼し、その失効説にもとづいて〇三年4月、「再審開始」を決定した。

つづく東京高裁の控訴審でも、〇五年3月、中川武隆裁判長は再審開始を決定した。ただし、ポツダム宣言による失効説は問題にならないと一蹴し、それよりも併せて提出されていた「拷問」の事実こそが再審開始の根拠となる、と判定した。

拷問による自白は、第一次再審申し立ての理由である。つまり再審裁判は18年余をへて振り出しに戻ったことになる。しかしこの時、被害者たちの姿はもはやこの世になかった。

◆「免訴」判決の欺瞞

こうして再審は開始されたものの、ポツダム宣言による治安維持法失効説は重要な問題を含んでいた。失効した法律による裁判無効

説は、事件の再審理はしないまま、法解釈だけで免訴（判決はなかったことにする！）に終わることが予想されたからである。

はたして、開始された横浜地裁の再審裁判では請求側の弁論を形だけ聞いたものの、事件の本身に是一歩も踏み込むことなく免訴判決を下した。

つづく東京高裁でも、さらに〇八年3月の最高裁でも、判決は「免訴」に終わった。特高がでつちあげた虚構の犯罪により、やつつけ裁判で下された有罪判決は否定されぬまま残った。

◆第四次請求の課題

この間、〇二年3月、再び小野康人氏の遺族により第四次再審請求が行われた。今回、新証拠として提出したのは小野氏の予審終結決定書や細川論文である。第二次大戦前の日本には予審制度があった。公判前に強制捜査権

をもつ予審判事が取り調べる制度である。

残存するその小野氏の予審終結決定書では、例の富山県泊での宴会が「共産党再建準備会」に仕立てられ、そこでの決定に従ってマニフェストとしての細川論文「世界史の動向と日本」が掲載されたのだということがる述べられていた。

ところが、これも残存する公判での判決書では、他の部分は予審終結決定と一字一句違わないのに、「泊会議」に関する部分だけがすつぱりと削られている。

これはつまり、公判を前に「泊会議」共産党再建準備会が虚構だったことを裁判所自身が認めていたからにはかならない。

また細川論文も、あわせて提出した現代史家の今井清一、荒井信一、波多野澄雄各氏の鑑定書を見れば、共産主義啓蒙論文などではないことがわかる。

▶読売新聞11月1日朝刊

富山の「秘密会合」は慰労会

家族アルバム 決め手

横浜事件再審決定



新証拠となった写真を持ったアルバムを報道陣に見せる請求人の高橋信子さん(左)と小野新一さん(31日、横浜市の横浜弁護士会館で)

「よくぞ証拠に」遺族ら感慨

裁判中の言論弾圧事件「横浜事件」で31日、横浜地裁が下した再審開始決定につながる有力な新証拠になったのは、元編集長、出版社「改造」社員だった小野新一さんの妻、信子さんを取り戻した押収品のスナップ写真だった。写真は、1942年7月、富山県朝日町(旧、泊町)の旅館(紋左)で、浴衣姿の康さんらがくっつく姿が写っていた。請求人である元被告の次男と長女は記者会見で、この写真を掲げ、目を潤ませた。

再審開始決定を受け、地裁を披露した。アルバムは一紙も黄ばみ、巻も外れ残りの横浜弁護士会館で行った特別高等検事に押収された。われた記者会見で、小野さんも、95年にくっつく。浴衣姿の康さんらの写真の次男新一さん(62)と母、信さんが実家が火事。信子さんと新一さん(59)東京都渋谷区で、自分の写真がなく、信子さんが茶色の家族アルバムを買ったものだ。信子さんが特別高等検事に押収された。浴衣姿の康さんらの写真が、地裁は「秘密会合」として特高

こうして核心部分の泊会議と細川論文の虚構が証明されれば、横浜事件の構図全体が崩壊する。

は、正面から横浜事件の虚構を

証明し、それによつて「無罪」を勝ち取ることを目標に定めていた。

「もっと早ければ」



再審決定書の評価を話す大川隆明弁護士(31日)

再審開始決定書を手にした大川隆明弁護士は、2006年10月に93歳で去した森川金寿弁護士を思ふ。「決定のありのままを事前に報告しよう。森川弁護士は、裁判資料が消失し困難が予想された再審請求の先頭に立ち、第1、3次請求の弁護団長を務めた。関係者の記憶やメモを頼りに判決文を復元して再審請求に着手。2009年には、3次請求で再審の真実を問がせた。

弁護団喜び

この日、横浜地裁の大島隆明裁判長は富山の旅館で開かれた会合で、事件の発端にまで踏み込んで無罪を言い出すべきと判断。再審を目指した全員が待ち望んだ内容だったが、森川弁護士も元被告も既に亡くなった。「もっと早くわかればよかったのか。晴れ晴れとした気持ちでもよみ上げた。

かたがわの優手はなく、慰労会だと断定し、新証拠として採用した。井藤団の偽造歴史弁護士「特高のまじりつけは、写真から始まったが、証拠として認められ、裁判所に敗訴を要する」と疑わせた。

高橋さんは「写真が現存してよかった。裁判所は事件が捏造であるという原典に向き合ってくれた」と目を赤くして喜んだ。新日本弁護士連合会の宮城判断は、特高警察による事件の捏造と認め、当時の司法のあり方を厳しく批判し、検察官は即時抗告せず、速やかに再審判決に移行すべき」とする談話を発表し、避けれられない。

◆「実質無罪」を求めて

ところが途中、先行する第三次に對し「免訴」の判決があり、やがてそれは最高裁で確定した。同じ横浜事件の裁判である。第四次に對しても「再審開始」となることは当然予想される。しかし、また、最高裁判決がある以上、結論が「免訴」となることもはや避けられない。

であるなら、最初の地裁における「再審開始」の「決定」の中で、事件の内側に踏み込んで証拠を再調査し、事件全体の虚構性を明らかにすることで実質的に「無罪」を示してもらうよりほかに道はない。

そこで弁護団は裁判所に對し、事件の内容に立ち入って審理を行い、その上で「決定」が下されるよう、幾度も要請した。

そして申し立てから6年半、〇八年10月31日、横浜地裁・大島隆明裁判長によりついに「実質無

罪」を示す「再審開始」決定が下されたのである。

◆「無罪」を導く論理

さてその地裁の「決定」であるが、証拠として取り上げたのは、弁護団が提出した予審終結決定や細川論文の鑑定書ではなく、第三次での東京高裁の中川決定と同じ「拷問による自白」だった。

先に述べたように、戦後まもなく被害者33名が特高警察官らを告発した際、それぞれ口述書を提出したが、今回の決定ではその口述書が3名分、実に8ページ（決定書全体の4分の1）にわたって引用された。

その上で、拷問の事実が次のように総括される。

「横浜事件の被疑者らは…劣悪な環境にある警察留置場に勾留されている間…相当回数にわたり…時には失神させられるような暴行を伴う激しい拷問を加えられ、生

命の危険を感じるなどした結果…やむなく虚偽の自白をして手記を作成したり…尋問調書に署名指印したりすることを余儀なくされた…ことがうかがわれ、特に、細川と親しかった小野や相川に対しては激しい追及が行われたと推測される」

この「推測」を土台にして「決定」は、

- ①有罪の原判決が「拙速」の即日判決で「ずさんな事件処理」がうかがわれること、
- ②泊での「共産党再建準備会」の写真はどう見ても慰労会にしか見えないうこと、
- ③細川論文を最初に「共産主義宣伝の論文」と断定し摘発した陸軍報道部の平櫛少佐が、戦後の著作で、それは出版社へのたんなる威嚇行為だったと認めていること、

などを総合して判断すると、小野氏の治安維持法違反を「証すべき証拠が存在しないこととなり、直ちに確定判決の有罪の事実認定が

揺らぐこととなる」と結論したのである。

◆事件の虚構を解明

以上見たように今回の決定は、「拷問による自白」を基礎にしなから、これまで四次にわたって提出された証拠類を精査し、横浜事件の全体構造を見渡して導き出されたものである。

そのことは末尾の方で、特高告発の全口述書をはじめ、小野貞さんほか被害者たちの著作や供述、第一次の際に作成した請求人9人の証言ビデオ、泊での写真、平櫛の著書、泊会議から細川論文掲載までの絶対的な日数不足を証明した橋本論文などの「証拠は、小野

に対して無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠であるといえることのできる」と言い切っていることからわかる。

決定から4日後の11月4日、横

浜地検は高裁への抗告を断念したと発表した。

こうして「日本近代史上最大の言論弾圧事件」は、国家権力によってでっち上げられた虚構Ⅱフレームアップだったことが裁判において確定したのである。

◆司法の責任と裁判所の良心

最後にもう一点、どうしても述べておきたいことがある。司法の責任の問題である。

横浜事件はこれまでもつぱら特高警察の無法行為と結びつけて語られてきた。理由は先に見たとおりだ。しかし、有罪判決を下したのは裁判官であり、そこにはもちろん検察官もかかわっている。

そこで第四次の弁護団は、やつつけ裁判で有罪判決を下した裁判所の責任についても指摘した。

それに応えてか、今回の決定は大先輩の裁判官の「拙速」と「ずさんな事件処理」を批判したことは先に見た。

「無罪への門 開いた」

横浜事件 再審開始決定

遺族ら理由

「誤り認字

「当時の裁判所の誤りを認める画期的な決定だ」。戦時下最大の言論弾圧とされる横浜事件で、横浜地裁は二十一日、二度目の再審開始を決定した。有罪判決から六十二年。すでに世界した元被告全員の名誉回復に加え、当時の司法責任にまで踏み込んだ決定内容に、遺族らは安堵の表情をみせた。

（○面参照）

「無罪につながる再一は率直にうれしい」
 再審決定が行われたこと。一九四五年九月に有罪判決を受けた故小野康人さんの長女で、再審請求人の齋藤信子さん（左から二人目）と弁護団ら。31日午前、横浜市中区の横浜地裁で



横浜事件第4次再審請求のため横浜地裁に入る再審請求人の（左から2人目）小野新一さん、右は齋藤信子さんと弁護団ら。31日午前、横浜市中区の横浜地裁で

■横浜事件の主な経過■

- 1942年7月 細川嘉六氏が「改造」に論文を掲載
- 9月 警視庁が細川氏を逮捕
- 43-45年 神奈川県警特高課が出版社員ら60人以上を逮捕
- 45年8月 終戦。9月末までに多くの被告が横浜地裁で有罪判決

▲東京新聞 10月31日夕刊

さらに今回の大島決定は、第一次請求に対し「記録がない」の一点張りで門前払いした同じ横浜地裁の判定についても、次のようにきっぱりと批判した。

「……横浜事件の記録も、裁判所の側において、連合国との関係において不都合な事実を隠蔽しようとする意図で廃棄した可能性が高いのであるから、裁判所の責任において、できる限り関係する資料から合理的に確定審の記録の内容を推知すべきである。新旧の証拠資料の対照が困難であるという理由で……再審請求を認めないなどというのは裁判所の取るべき姿勢ではなく、でき得る限り……請求人らに不利益にならないように証拠の再現等に努めるのが、裁判所の責務であると解される」
 見事というほかない。

22年間、四次にわたる横浜事件再審裁判で下された決定・判決は

全部で12件、うち裁判官の良心を見るのが出来たのは東京高裁の中川決定と今回とで2件、6分の1にすぎない。それだけに、この大島決定が、22年を費やして得られた成果として広く注目されることを願ってやまない。（了）





▲熱を込めて講演中の奥平先生

法廷で、横浜事件の虚構と

「権力犯罪の構造」を明らかにする

最後の機会Ⅱ第四次再審裁判の前進に向けて

9・19集会

参加者50余人、
成功裏に終わる

▼さる9月19日、右の表題で、東京・神保町の岩波セミナールームにおいて集会を開きました。

▼まず大川隆司弁護士団長に、「第四次再審請求

の目標と現段階——横浜事件再審裁判22年のこれまでとこれから」の題で話していただき、続いて九条の会よびかけ人の奥平康弘先生に「憲法9条と横浜事件」の題で講演していただきました。

▼大川先生のお話はいへん明快だったと好評でしたが、奥平先生の戦前の弾圧法規の一覧を掲げての9条の原理的価値についての熱っぽいお話も深い共感を呼びました。

会員の皆さんの声

一九日の集会にうかがえなかったのが残念でなりません。イラク、アフガンの裁判のときは杖を突きながら高裁に行けたのですが、この度は5月から足腰が病んで歩けなく、本当に残念でした。奥平先生にも法政大で何度かお会いしていますし、皆さんにもお会いしてお話をお聞きしたかったのですが、今一週間に2本注射してもらっていくらか好いようです。

今も日本の司法、警察を民主的に変えたいと、皆に呼びかけています。横浜事件の被害者の方々のためにこの裁判に勝ちたいと思います。カンパを送ります。

横山 新

カンパを寄せて下さった方々

〈7月〉鈴木三男吉 岩波労組
 〈8月〉治安維持法国家賠償同盟
 石川県本部 〈9月〉小平克 藤原一成 伊藤千里 宮本やす子 小野新一 齋藤信子 上野節子 鈴木三男吉 〈10月〉春名徹 横山新 宮本やす子 伊藤清

事務局より

記者会見で佐藤先生が感極まって何度か絶句し涙されました。22年間の思いがこみ上げてきました。第一次の申立の方々のことが思い出されました。第三次の再審裁判では、悔しくて涙が出ましたが、このたびはやってきて良かった、いい報告が出来るという嬉しい涙でした。この報告を、支援する会の皆様と喜びたいと思えます。ぜひ集会にいらつしやってください。

あと数回になると思います。会費の更新をお願い致します。

金田

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町 1-4-8
 松村ビル 401
 横浜事件再審裁判を支援する会
 tel/fax 03-3291-8066
 〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円
 ●郵便振替 00130-7-150641
 ●銀行振込 みずほ銀行九段支店
 普通預金口座 1478864
 横浜事件再審裁判を支援する会